

# MHAM J-REITアクティブファンド<DC年金>

一般社団法人投資信託協会分類: 追加型投信/国内/不動産投信

本商品は元本確保型の商品ではありません

## 1.投資方針

わが国の金融商品取引所に上場(これに準じる場合を含みます。以下同じ。)している不動産投資信託証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

I. わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券(以下「J-REIT」ということがあります。)を主要投資対象とします。

II. 不動産市況およびJ-REIT個別銘柄の調査・分析に基づく銘柄選択により、付加価値の獲得を追求します。

- ◆東証REIT指数(配当込み)を運用上のベンチマークとします。
- ◆J-REITへの投資比率は、原則として高位を維持します。
- ◆「国内リートマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

III. 銘柄選択にあたっては、REIT市場における高度な知識を有する運用チームが豊富な運用経験の中で培った運用基盤を活用し、付加価値の高い運用を目指します。

## 2.主要投資対象

国内リートマザーファンド受益証券  
(国内リートマザーファンドは、わが国の金融商品取引所に上場※1している不動産投資信託証券※2を主要投資対象とします。)

※1これに準ずるものを含みます。

※2不動産等および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資する投資法人の投資証券(投資信託の受益証券を含みます。)とします。

## 3.主な投資制限

株式への投資は行いません。  
外貨建資産への投資は行いません。  
同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。

## 4.ベンチマーク

東証REIT指数(配当込み)  
※東証REIT指数の指数値および東証REIT指数にかかる商標または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数にかかる商標または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

## 5.信託設定日

2004年12月30日

## 6.信託期間

無期限

## 7.償還条項

次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。  
・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。  
・やむを得ない事情が発生したとき。

## 8.決算日

毎年11月5日(休業日の場合は翌営業日)

## 9.信託報酬

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.1%(税抜1.0%)

内訳(税抜)

委託会社:年率 0.525%  
販売会社:年率 0.425%  
受託会社:年率 0.050%

## 10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
  - ・信託事務の処理に要する諸費用
  - ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等
- 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。  
※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。  
※上場投資信託(不動産投資信託証券)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(不動産投資信託証券)の費用は表示しておりません。

## 11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「MHAM J-REITアクティブファンド<DC年金>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

## MHAM J-REITアクティブファンド<DC年金>

一般社団法人投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 不動産投信

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 12.お申込価額

購入申込受付日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

### 15.信託財産留保額

換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

### 16.収益分配

毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。  
※収益分配金は自動的に全額再投資されます。

### 17.申込不可日

信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。  
また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

### 19.損失の可能性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

### 21.持分の計算

解約価額×保有口数  
注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

### 22.委託会社

アセットマネジメントOne株式会社  
(ファンドの運用の指図を行う者)

### 23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社  
(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

### 24.基準価額の主な変動要因

以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う不動産投資信託証券等への投資により発生します。

1. 不動産投資信託証券の価格変動リスク  
J-REITの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。不動産投資信託証券の価格変動リスクとは、REITの市場価格が下落するリスクをいいます。  
当ファンドが投資するJ-REITの市場価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。  
J-REITの市場価格は、市場における需給関係(売り注文と買い注文のバランス)により変動します。また、こうした需給関係は、経済、不動産市況、金利、J-REITの発行体の財務状況や収益状況、J-REITの保有不動産とその状況など様々な要因により変化します。なお、こうした要因の1つとして、自然災害や人的災害など予測不可能な事態の発生による保有不動産の滅失・損壊等も、J-REITの市場価格を下落させる要因となり得ます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「MHAM J-REITアクティブファンド<DC年金>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

## MHAM J-REITアクティブファンド<DC年金>

一般社団法人投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 不動産投信

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 2. 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資するJ-REITの流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。なお、当ファンドが投資するJ-REITが金融商品取引所の上場廃止基準に抵触するなどして上場廃止となるような事態が生じた場合には、取引が著しく困難になることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。以上に付け加えて、当ファンドが投資するJ-REITは、上場市場を通じて売買されるため、一般に不動産に直接投資する場合に比べて流動性が高いとされていますが、これは投資家がJ-REITに投資を行う段階での流動性のことであり、J-REITが不動産への投資を行う段階では、より高い流動性リスクを伴う投資が行われています。

### 3. REITにより支払われる配当金の変動リスク

REITの配当金は変動します。

REITにより支払われる配当金の変動リスクとは、REITから投資家に支払われるREITの投資口1口当たりの配当金が、REITの利益の増減などに伴わない変動するリスクをいいます。

REIT(不動産投資法人)※は、税法上の理由により、通常、不動産の賃貸料収入などの収入から費用を差し引いて残った利益のほとんどを投資家に配当しますが、保有不動産の稼働率の低下、賃貸料水準の低下、テナントによる賃貸料の支払いの不履行などにより収入が減少することや、保有不動産の修繕やリニューアル、金利上昇に伴う借入金の利息負担の増加などにより費用が増加することがあり、その結果、REITから支払われる1口当たりの配当金が減少することがあります。また、一定の要件を満たさない場合、課税の実質免除措置が適用されなくなり、結果として、REITから支払われる1口当たりの配当金が減少することがあります。増資による資金調達が行われた場合において、増資による投資口数の増加により1口当たりの配当金が減少することや、増資が行われてから調達された資金が不動産に投資されて賃貸料収入が得られるようになるまでの期間、一時的に1口当たりの配当金が減少することがあり、REITから投資家に支払われる1口当たりの配当金は一定ではありません。

※REITの形態には、「会社型」と「契約型」があり、会社型のREITを「不動産投資法人」といいます。

### 4. 金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因等となります。

金利変動リスクとは、金利変動により保有する資産の価値が下落するリスクをいいます。

一般にREITでは、資金の借入れ(債券の発行によるものを含む。)を行った上で、当該借入金による不動産等への投資を行うことができます。当ファンドが投資するJ-REITが資金の借入れを行っている場合、金利上昇は、支払利息の増加を通じて当該J-REITの利益を減少させることがあり、当ファンドの基準価額を下落させる要因、あるいは当ファンドの分配金の水準を低下させる要因となる可能性があります。また、金利変動は、J-REIT・株式・債券などの各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動によりJ-REIT市場と株式市場、あるいはJ-REIT市場と債券市場の間で資金移動が起こる場合があります。その場合、金利変動は、広くJ-REIT全般の市場価格に影響を及ぼします。

### 5. 信用リスク

投資するJ-REITの発行者の経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、借入金(債券の発行によるものを含む。)の利息の支払いや元金の返済が予め決められた条件で行われない(債務不履行)リスクをいいます。

一般に、企業に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該企業が発行する債券の価格や当該企業の株価が下落する要因となります。同様に、当ファンドが投資するJ-REITに債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、一般に、当該J-REITの市場価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、REIT(不動産投資法人)には、一般の企業と同様に倒産の可能性もあります。当ファンドが投資するJ-REITが法的倒産手続きを開始した場合には、その市場価格が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

### <その他の留意点>

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

○当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○J-REITに関する法律(税制、会計基準等)および不動産を取り巻く規制(建築規制、環境規制等)が変更になった場合等には、J-REITの価格や配当に影響を与える可能性があります。

○当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

○当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「MHAM J-REITアクティブファンド<DC年金>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。